



様式第2号（第5条関係）

早環第 510 号

一般廃棄物収集運搬業許可証

住 所（所在地） 倉敷市祐安916番地の1
（事務所 早島町早島996番地29）
名 称 有限会社 立龍美掃
氏 名（代表者氏名） 代表取締役 木 村 紀 代 志

令和8年2月10日付けで申請のあった一般廃棄物収集運搬業については、次のとおり許可する。

令和8年3月15日

都窪郡早島町長 佐藤 博文



1 許可の種類	一般廃棄物（事業ごみ）の収集運搬
2 許可番号	第 6 号
3 許可期間	令和 8年 4月 1日から 令和10年 3月31日まで
4 許可区域	早島町内
5 積替施設	無
6 許可条件	<ul style="list-style-type: none">・ 持込日及び持込時間を厳守すること。・ 持込に際しては、分別を行い係員に従うこと。・ 生ごみについては、パッカー車で行うこと。・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第11項に定める生活環境の保全上の条件は、裏面のとおり。